

北広島市役所事務事業 第5次地球温暖化対策実行計画

計画推進期間：令和3年4月～令和13年3月

令和5年4月改定

目 次

第1	実行計画策定の背景	1
1	計画策定の社会的背景	1
2	地球温暖化による影響	1
3	地球温暖化対策の現状	1
4	市の取組状況	2
5	計画の目的	2
6	計画の期間	2
7	計画の範囲・対象事業	2
8	計画の対象とする温室効果ガス	5
第2	近年の温室効果ガスの排出量	6
第3	温室効果ガス削減目標	7
第4	具体的な取組内容	8
1	省エネルギーに向けた取組	8
2	省資源やリサイクルに向けた取組	9
3	環境マネジメントシステムの運用及び職員への啓発の取組	9
4	環境配慮型製品等の購入	10
5	次世代自動車の導入	11
6	環境配慮型の施設への更新	11
7	ごみ減量化のため取組	11
第5	計画の推進体制	12
1	推進体制	12
2	報告と公表	12
3	計画の見直し	12

第1 実行計画策定の背景

1 計画策定の社会的背景

地球温暖化は、温室効果ガスの増加により、地球全体の平均気温が上昇して、自然破壊や農作物への被害などを引き起こすと指摘されています。

国においては、温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）を制定し、国、地方公共団体、事業者、国民のそれぞれが温暖化防止に向けた取組を実践しています。

地方公共団体は、この「温対法」により、その事務事業から発生する温室効果ガス削減等のための計画の策定が義務付けられています。

2 地球温暖化による影響

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の報告書（第5次評価報告書（平成26年10月））では、ここ数十年、全ての大陸や海洋に気候変動の影響が現れていると指摘しています。また、将来予測についても、1986～2005年平均気温と比較して1℃の気温上昇でも、熱波、極端な降水、沿岸域の氾濫のような「極端な気象現象」のリスクが高くなり、2℃上昇では、北極海氷システムやサンゴ礁が非常に高いリスクにさらされ、3℃上昇に至っては、氷床の消失による大規模で不可逆的な海面水位の上昇リスクが高くなることが示されています。

3 地球温暖化対策の現状と計画改定の背景

1997年に採択された京都議定書では、日本は、2008年から2012年までの間に1990年比で6%の温室効果ガス排出量削減が義務付けられました。日本は、この目標は達成することができましたが、次の約束である第2約束期間（2013～2020年）には不参加となりました。

2015年11～12月にフランスで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、2020年からの実施を目指す地球温暖化対策の新たな枠組みとなる「パリ協定」を採択しました。

パリ協定の主なポイント

- ・産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑制。1.5度未満に抑えるよう努力。
- ・今世紀後半に世界の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにする。
- ・全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組む。5年毎に見直す。
- ・先進国は総量ベースの削減目標を定め、発展途上国には同目標の設定を推奨。
- ・先進国が発展途上国への支援資金を提供。先進国以外の国にも自発的な拠出を推奨。

この採択を受け、国においては、2016年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」において、『地方公共団体の公共施設を含む「業務その他の部門」についての温室効果ガスの削減目標は、「令和12年（2030）年度に平成25（2013）年度比で温室効果ガスを約40%削減」とする』と設定され、目標の達成に向けた地球温暖化対策計画を策定することとなりました。

その後、2021年に国の「地球温暖化対策計画」が改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として2030年度において、温室効果ガスの排出量を2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されています。

4 市の取組状況

市では平成10年に「北広島市環境保全に向けた実行計画」を策定以来、次のとおり計画を策定し、環境負荷の低減に取り組んできました。

- ① 平成10年 北広島市環境保全に向けた率先実行計画
- ② 平成13年 市役所事務事業における地球温暖化対策実行計画
- ③ 平成18年 市役所 事務事業に於ける第2次地球温暖化対策推進実行計画
- ④ 平成20年 市役所 事務事業に於ける第2次地球温暖化対策推進実行計画（改訂）
- ⑤ 平成23年 北広島市役所事務事業第3次地球温暖化対策実行計画
- ⑥ 平成28年 北広島市役所事務事業第4次地球温暖化対策実行計画
- ⑦ 令和2年 北広島市役所事務事業第4次地球温暖化対策実行計画（改訂）
- ⑧ 令和3年 北広島市役所事務事業第5次地球温暖化対策実行計画

また、平成20年度からは、上記計画のいっそうの推進のため、市として環境マネジメントシステムを構築し、さらなる環境負荷の低減に向けた行動を進めています。

5 計画の目的

本計画については、温対法第21条に規定される市町村の義務として策定し、北広島市の事務事業による温室効果ガスの抑制を図ることを目的とするものです。

温対法

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

6 計画の期間

本計画は第4次地球温暖化対策実行計画に続く計画として、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間として策定します。

7 計画の範囲・対象事業

この計画の対象は、北広島市役所が行う事務事業となりますが、市民の利用頻度や降雨量などでエネルギー使用量が変動する次の施設等については計画の削減目標の対象外とします。

また、指定管理者等で行う事業を除くこととしますが、温室効果ガスの抑制等の措置が可能なものについては指定管理者等に必要な措置を講じるよう要請するものとします。

【対象外とする施設】

- ① 市民等の利用の増減により活動量に変動がある施設（北広島葬斎場、北広島霊園（便所））
- ② 降雨、降雪によってのみ活動量が左右されるもの（排水機場）
- ③ 給配水人口の増減等により活動量に変動がある施設（上下水道施設）
- ④ 火災等の発生状況により活動量に変動があるもの（消防関係施設）

この結果、市の各施設の対象、対象外の取り扱いは表1のとおりとなり、全87施設のうち、対象施設が38施設、対象外施設が49施設となります。

表1 市の各施設の対象、対象外の内訳

施設番号	施設名	施設管理担当課	対象・対象外区分
1	市庁舎（地域子育て支援センター含む）	総務課	対象施設
2	市庁舎別館（旧第3庁舎増築分）		対象施設
3	防災センター	危機管理課	対象施設
4	大曲会館	市民課	対象外（指定管理者）
5	農民研修センター		対象外（指定管理者）
6	北広島団地住民センター		対象外（指定管理者）
7	西の里会館		対象外（指定管理者）
8	東記念館		対象外（指定管理者）
9	ふれあい学習センター		対象外（指定管理者）
10	広葉交流センター		対象外（指定管理者）
11	大曲出張所	大曲出張所	対象施設
12	北広島葬斎場	環境課	対象外①
13	北広島霊園（便所）		対象外①
14	北広島クリーンセンター		対象施設
15	シルバー活動センター	高齢者支援課	対象外（指定管理者）
16	子ども発達支援センター	子ども発達支援センター	対象施設
17	大曲東学童クラブ	子ども家庭課	対象施設
18	輪厚児童センター		対象施設
19	すみれ保育園		対象施設
20	すずらん保育園		対象施設
21	稲穂保育園		対象施設

22	ふれあい公園管理棟	都市整備課	対象施設	
23	きたひろサンパーク管理棟		対象外（指定管理者）	
24	土木事務所	土木事務所	対象施設	
25	エルフィンパーク		対象施設	
26	南の里排水機場	農政課	対象外②	
27	共栄排水機場		対象外②	
28	中の沢排水機場		対象外②	
29	新中の沢排水機場		対象外②	
30	地域職業相談室	商工業振興課	対象施設	
31	大曲ふれあいプラザ		対象外（指定管理者）	
32	水道管理センター	水道施設課	対象外③	
33	竹山受配水池		対象外③	
34	緑陽配水池		対象外③	
35	輝美配水池		対象外③	
36	共栄調整槽		対象外③	
37	大曲配水池		対象外③	
38	輪厚配水池		対象外③	
39	西の里配水池（新旧）		対象外③	
40	輪厚分水室		対象外③	
41	下水処理センター		アクアバイオマスセンター	対象外③
42	大曲ポンプ場			対象外③
43	西の里第1ポンプ場	対象外③		
44	虹ヶ丘ポンプ所	対象外③		
45	マンホール内ポンプ所（9箇所）	下水道課	対象外③	
46	東部小学校	教育総務課	対象施設	
47	西部小学校		対象施設	
48	大曲小学校（大曲学童クラブ含む）		対象施設	
49	西の里小学校		対象施設	
50	北の台小学校		対象施設	
51	大曲東小学校		対象施設	
52	双葉小学校		対象施設	
53	緑ヶ丘小学校		対象施設	
54	東部中学校		対象施設	
55	西部中学校		対象施設	
56	大曲中学校		対象施設	
57	西の里中学校		対象施設	
58	広葉中学校		対象施設	
59	緑陽中学校		対象施設	
60	適応指導教室みらい塾	学校教育課	対象施設	

61	中央公民館	社会教育課	対象施設
62	中央公民館 陶芸作業所		対象施設
63	西の里公民館		対象施設
64	総合体育館		対象外（指定管理者）
65	輪厚児童体育館		対象外（指定管理者）
66	大曲ファミリー体育館		対象外（指定管理者）
67	西の里ファミリー体育館		対象外（指定管理者）
68	西部プール		対象外（指定管理者）
69	大曲住民プール		対象外（指定管理者）
70	西の里住民プール		対象外（指定管理者）
71	緑葉公園プール		対象外（指定管理者）
72	白樺プール		対象外（指定管理者）
73	東部住民プール		対象外（指定管理者）
74	自然の森キャンプ場		対象外（指定管理者）
75	緑葉公園管理棟		対象外（指定管理者）
76	芸術文化ホール・図書館	文化課	対象施設
77	国指定史跡旧島松駅通所	エコミュージアムセンター	対象施設
78	学校給食センター	学校給食センター	対象施設
79	広葉中学校給食調理場		対象施設
80	西の里中学校給食調理場		対象施設
81	消防本部・消防署	消防本部総務課	対象外④
82	消防署大曲出張所		対象外④
83	消防署西の里出張所		対象外④
84	消防団第1分団詰所		対象外④
85	消防団第2分団詰所		対象外④
86	消防団第3分団詰所		対象外④
87	消防団第4分団詰所		対象外④

8 計画の対象とする温室効果ガス

計画の対象とする温室効果ガスは、温対法第2条第3項に規定する物質のうち、下記の4種類の温室効果ガスとします。

表2 計画の対象となる温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	発生の原因となる市の事務事業	地球温暖化係数
二酸化炭素(CO ₂)	電気・重油・灯油・ガソリン・軽油・LPGの使用、ごみの焼却	1
メタン(CH ₄)	クリーンセンターでのごみの埋立、自動車の走行、下水処理	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行、下水処理	298
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	カーエアコンの使用	1,430

なお、下記の温室効果ガスについては、排出量がない、又は全温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)に占める割合が非常に低いと推計されることから、本計画では対象外としています。

表3 計画の対象外となる温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類
パーフルオロカーボン
六ふっ化硫黄(SF ₆)
三ふっ化窒素(NF ₃)

第2 近年の温室効果ガスの排出量

北広島市の事務事業における温室効果ガスの種類は、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)の4種類あり、温室効果ガスの発生の原因としては、電気・重油・灯油・ガソリン・軽油・LPGの使用、クリーンセンターでのごみの埋立や、自動車の走行の外、下水処理等があります。

温室効果ガスの排出量の寄与率に注目すると、直近3年間において、50%以上の寄与率を示しているのはメタンです。

メタンの発生原因となる事務事業は、そのほとんどがごみの埋立処分であるため、ごみの埋立処分量を減らすことは、温室効果ガス排出量の削減に大きな効果があります。

また、平成29年度5月に市役所新庁舎が竣工し、旧庁舎と比較して延べ床面積が拡大されたことやエレベーターが設置されたことなどにより、本庁舎の使用電力量については、旧庁舎に比べ増加傾向にあります。LED照明や太陽光発電、地中熱エネルギーの導入に加え、不要な照明やパソコンの切電などにより、極力電力の使用を抑えています。

表 4 対象施設における令和元年度温室効果ガスの排出量

温室効果ガスの種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度
二酸化炭素(CO ₂)	6,579	6,154	6,226
メタン(CH ₄)	14,553	14,498	13,287
一酸化二窒素(N ₂ O)	350	345	346
ハイドロフルオロカーボン(HFC-134a)	1.13	0.92	1.30
合計	21,483	20,997	19,860

備考

- 1 二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量は、それぞれ二酸化炭素に換算した場合の排出量です。
- 2 端数処理の関係上、合計と一致しないことがあります。

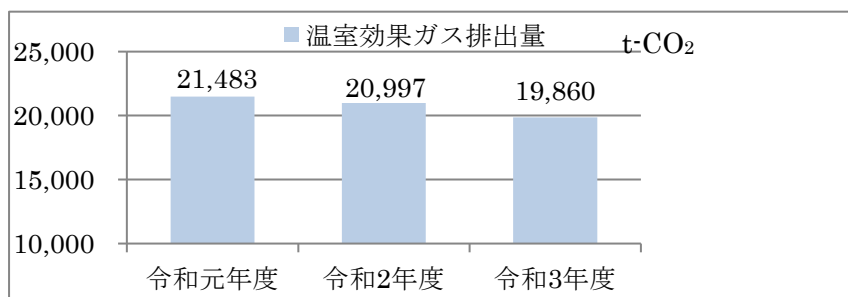


図 1 対象施設における温室効果ガス排出量 直近3年度比較

第3 温室効果ガス削減目標

「地球温暖化対策計画」では、基準年度である平成25年度（2013年度）と比較して、温室効果ガスの種類ごとに排出量の削減目標が掲げられており、二酸化炭素については、さらに「部門」別に目標値が定められています。

本市における温室効果ガス総排出量の削減目標は、温室効果ガスの種類・部門別に「地球温暖化対策計画」を準用するとともに、本市の「環境基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」による取組による成果や今後の目標達成に係る実現可能性を考慮し設定します。

表5 温室効果ガス種別ごとの排出量目標値

		基準年度 (H25) t-CO ₂ ※実績値	中間目標 (R5) t-CO ₂	削減率	目標年度 (R12) t-CO ₂	削減率
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン	84	77	8.3%	38	50.6%
	灯油	425	365	14.1%	182	50.2%
	軽油	54	50	7.4%	25	50.0%
	A重油	2,287	2,012	12.0%	1,006	50.0%
	液化石油ガス (LPG)	450	415	7.8%	207	50.1%
	電気	3,472	3,055	12.0%	1,527	50.0%
メタン (CH ₄)	自動車の走行 による排出	0	0	—	0	—
	ごみの埋立に よる排出	16,303	12,688	22.2%	251	98.5%
	下水処理によ る排出	162	162	—	162	—
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行 による排出	4	4	—	4	—
	下水処理によ る排出	351	351	—	351	—
ハイドロ フルオロ カーボン (HFC)	カーエアコンの使 用による排出	1	1	—	1	—
合計		23,593	19,180	18.7%	3,754	84.1%

※令和6年度から、ごみの焼却処理が開始されることに伴い、令和5年度まで（中間目標）と令和12年度の2段階の目標となっています。ごみの焼却処理の開始により、ごみの処理による温室効果ガス排出量は、焼却灰の埋立分のみとなります。

※本市に焼却施設がないため、焼却による排出量（5,348 t - CO₂（推計））については、本市の排出量には算定されません。

※二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量は、それぞれ二酸化炭素に換算した場合の排出量です。

削減目標

・温室効果ガス削減率

2030（令和 12）年度の削減対象施設における市の事務事業で排出される温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を 2013（平成 25）年度実績に対して 84.1%削減します。

・温室効果ガス排出量

2013（平成 25 年）年度実績 23,593 トンから 19,839 トン削減し、2030（令和 12 年）度の目標値を 3,754 トンとします。

第 4 具体的な取組内容

1 省エネルギーに向けた取組

二酸化炭素を削減するため、電気や燃料の使用量について、行動による意識的な削減を進めます。

① 電気使用量の削減

分類	取組内容
照明	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 昼休みは来客対応などを除き原則消灯します。<input type="checkbox"/> 不要な照明（明るい窓際等）は消灯します。<input type="checkbox"/> 会議室や相談室等を使用後は消灯します。<input type="checkbox"/> 残業時には、不要な照明は消灯します。<input type="checkbox"/> 一斉退庁日には、定時退庁します。
OA 機器・電化製品	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 外勤時や昼休み等には、不要な OA 機器の電源を切ります。<input type="checkbox"/> パソコンのシャットダウン時には、ディスプレイの電源を切ります。<input type="checkbox"/> 省エネ・節電を意識した服装で執務を行い、冷暖房設定温度を夏 28℃・冬 20℃とします。<input type="checkbox"/> エレベーターは、荷物の運搬やケガ等により、やむをえず利用する場合を除き、利用しません。<input type="checkbox"/> トイレのエアータオルを使用しません。

② 燃料使用量の削減

分類	取組内容
公用車の使用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップを徹底します。<input type="checkbox"/> 急発進、急加速、急停止をしないなど、エコドライブを実践します。<input type="checkbox"/> 近距離の外勤の場合は、徒歩や公用自転車を使用します。<input type="checkbox"/> 公共交通機関を利用できるときは、公用車を使用しません。

暖房等	<input type="checkbox"/> 省エネ・節電を意識した服装で執務を行い、冬季の灯油ストーブ等の暖房設定温度を 20℃とします。 <input type="checkbox"/> 会議室等の暖房の使用時間を必要最小限にします。 <input type="checkbox"/> 食器洗い時には、水で洗うか、給湯器の設定温度を低くします。 <input type="checkbox"/> 給湯器を使用する場合は、使用時間を必要最小限にします。 <input type="checkbox"/> 日常の使用量を推定し、不要なお湯を作りません。 <input type="checkbox"/> 日射の遮断や室温管理のため、ブラインドやロールカーテン等を活用します。
その他	<input type="checkbox"/> ノーマイカーデーの実践に努めます。

2 省資源やリサイクルに向けた取組

紙の使用量の削減や再生紙使用の推進、節水など、省資源やリサイクルの取組を進めます。

① 省資源・リサイクルの取組

分類	取組内容
紙類	<input type="checkbox"/> 両面コピーや両面印刷、複数ページ印刷（N アップ）を徹底します。 <input type="checkbox"/> 必要枚数の精査により無駄をなくします。 <input type="checkbox"/> 庁内の連絡や回覧等は、紙を使用せずイントラネットの活用を努めます。 <input type="checkbox"/> 文書の校正等はディスプレイ上で行うよう習慣化し、無駄な印刷をしないようにします。 <input type="checkbox"/> 不要な鑑や表紙は省略し、簡潔な文書や資料の作成に努めます。 <input type="checkbox"/> 印刷する前に、もう一度、内容に間違いがないか確認します。 <input type="checkbox"/> ミスコピー用紙の裏面利用を徹底します。 <input type="checkbox"/> 庁内連絡等には再使用封筒を活用します。 <input type="checkbox"/> 不要となったミスコピー用紙や封筒等の紙類のリサイクルを徹底します。
水道	<input type="checkbox"/> 手洗いや食器洗いの時には、水をこまめに止めるなど日常的に節水を行います。 <input type="checkbox"/> 洗車時には、バケツに水を貯めるなど節水に努めます。
その他	<input type="checkbox"/> 廃棄物は適正に分別します。 <input type="checkbox"/> 食料品の容器包装（弁当等）やペットボトル等を捨てる際は、洗浄し、分別します。 <input type="checkbox"/> 審議会等の会議においては、ペットボトル飲料等の提供をしないよう努めます。 <input type="checkbox"/> マイ箸の持参により、割り箸の使用を削減します。 <input type="checkbox"/> 紙コップなど、使い捨てのものは極力使用しないように努めます。 <input type="checkbox"/> カラー複合機のトナーカートリッジのように回収指定のあるものは、リサイクルします。 <input type="checkbox"/> 宴会等においては、適量を注文するとともに、「食べきり」を呼びかけ食品ロスの削減を徹底します。

3 環境マネジメントシステムの運用及び職員への啓発の取組

市の事務事業において温室効果ガスを削減していくためには、取組を継続、習慣化し、職員がその必要性を十分理解することが必要であることから、次の取組を行います。

① 環境マネジメントシステムの運用

職員の省エネなど環境保全に対する意識向上と、省エネ・省資源行動の定着を図るため、環境マネジメントシステムを継続していきます。

具体的には、年2回、各課等において、次ページのとおり評価や集計を行い、環境課へ報告することとします。

- (a) 各個人が省エネルギーや省資源・リサイクルに向けた自身の取組を評価する。
- (b) 施設を管理している課においては、電力・燃料等の使用量を集計する。
- (c) 課長職が(a)及び(b)の取組結果、使用量を確認し、1次評価する。
- (d) 部長職が(c)を確認し、2次評価し、環境課へ報告する。

② 職員への啓発

エコドライブの実践方法等、環境負荷の低減に向けた情報提供や啓発を実施していくほか、ノーマイカーデーの取組、職員研修などを通じて職員の環境意識の向上を図ります。

4 環境配慮型製品等の購入

自治体に努力義務が課せられた「国等による環境物品等の調達に関する法律」(以下「グリーン購入法」という。)や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(以下「環境配慮契約法」という。)に基づき、物品等の調達を推進し、CO₂の削減と環境市場の拡大に貢献します。

① グリーン購入法

環境に配慮した製品の購入に努めることとし、市で定める購入指針(「北広島市環境配慮物品購入指針」)に基づき、カタログなどで確認したうえで購入を行います。

② 環境配慮契約法

同法で定める価格に環境性能を含めた総合評価により、公用車等のリースや建築物に関する契約を行うよう努めます。

グリーン購入法

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。

環境配慮契約法

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第4条 地方公共団体及び地方独立行政法人は、その温室効果ガス等の排出の削減を図るため、エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、地方公共団体にあつてはその区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあつてはその事務及び事業に応じて、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、当該地方公共団体及び地方独立行政法人における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めるものとする。

5 次世代自動車の導入

公用車を新たに購入、レンタル又はリースする場合は、市で定める導入指針（「北広島市次世代自動車導入指針」）に基づき、原則として次世代自動車を導入するよう努めます。

6 環境配慮型の施設への更新

施設の新築や改修、機器の更新にあたっては環境負荷に配慮します。

- ① 省エネルギー型機器の導入
省エネ型の照明や給湯暖房設備の設置について検討します。
- ② 再生可能エネルギーの導入
太陽光発電やバイオマスの利用など、再生可能エネルギーの導入について検討します。
- ③ その他
再生資材の活用や、敷地の緑化などについて検討します。

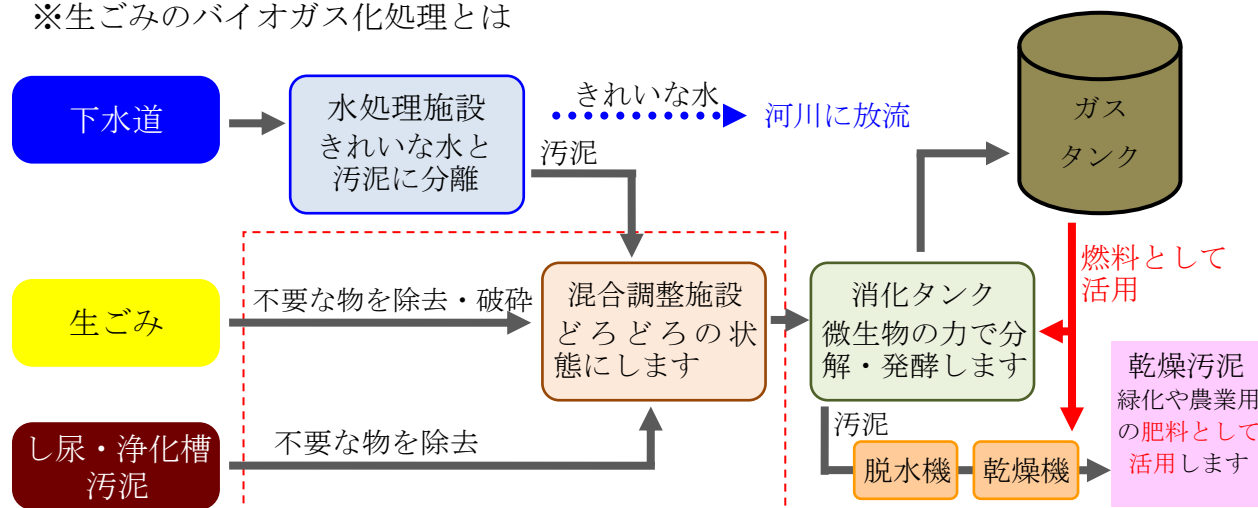
7 ごみ減量化のための取組

ごみの埋立処理に伴うメタンガスの発生を抑制するため、ごみ減量化のための取組を推進、継続していきます。

① 生ごみの分別収集

アクアバイオマスセンターに併設されたバイオガス化処理施設※に搬入され、発酵処理された生ごみは、乾燥汚泥肥料として農地還元します。また、処理の過程で発生するメタンガス等のバイオガスは、施設の乾燥機や暖房機の燃料として利用します。

※生ごみのバイオガス化処理とは



※令和元年度においては、消化ガスを 1,097,815 m³発生させ、A 重油 666 k l 相当の燃料の節約となっています。

- ② 古着・古布の回収
拠点回収により家庭から提供される古着・古布を回収します。
- ③ ミックスペーパーの回収
拠点回収によりで家庭から排出される雑紙類を回収します。
- ④ 小型家電の回収
拠点回収により家庭から提供される小型家電を回収します。
- ⑤ 廃食用油の回収
拠点回収により家庭から排出される廃食用油を回収します。
- ⑥ 粗大ごみの再利用（リユース）
家庭から提供される粗大ゴミを回収、修理の上、広葉交流センター（いこ～よ）に展示し、抽選販売します。
- ⑦ 生ごみ堆肥化容器の購入助成
生ごみたい肥化容器（コンポスト）の購入助成を行います。
- ⑧ 電動生ごみ処理機の購入助成
電動生ごみ処理機の購入助成を行います。

第5 計画の推進体制

1 推進体制

教育委員会などを含めた市の組織全体と、そこで勤務する全職員が主体となってこの計画を推進します。

なお、様々な決定、検討などについては、次ページのとおり北広島市環境マネジメントシステムを運用するために組織された環境活動推進会議等が行うこととします。

2 報告と公表

計画の進行状況について、上記の環境活動推進会議等に報告するとともに、市の環境の状況と施策の概況を取りまとめて毎年発行している「北広島のかんきょう」及び市のホームページで公表、報告することとします。

3 計画の見直し

本計画が、温対法に基づく計画であることから同法の改正があった場合、または、社会状況や市の取組状況の変化などを踏まえ見直しが必要と判断された場合、計画の見直しを行うこととします。

＜ 推進体制図 ＞

P D C Aサイクルを確立し、継続的な改善を図ります。

